

議会運営委員会理事会記録

平成23年8月30日(火)

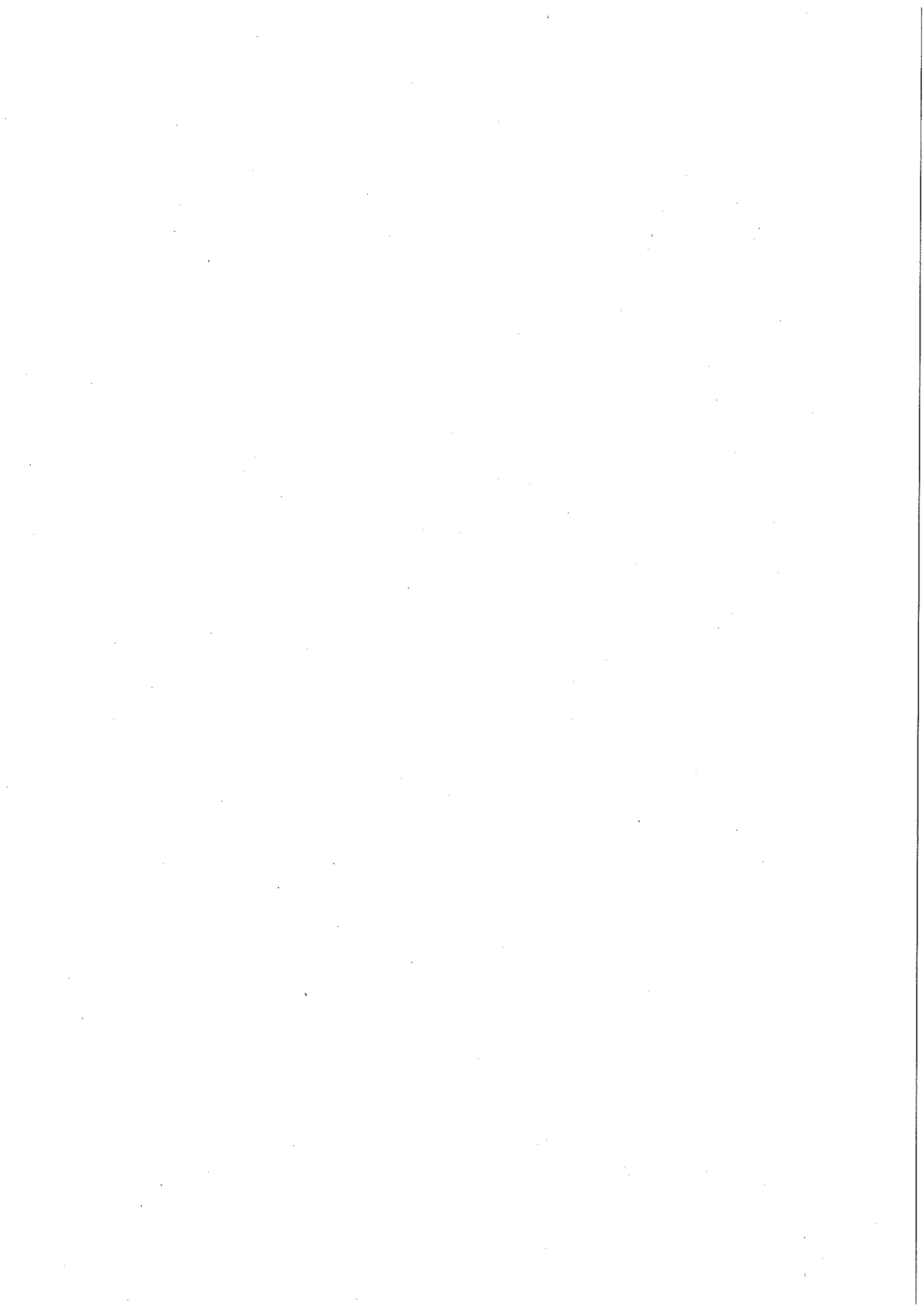
杉並区議会

目 次

平成24年度予算要望について	3
定例会の提案事項について	5
決算特別委員会について	
(1) 設置・構成について	6
(2) 正副委員長を選出について	6
(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	6
(4) 委員の席次について	7
(5) 資料請求について	7
定例会の日程について	8
本会議の会議録署名議員について	9
本会議の説明員について	9
一般質問について	9
発言通告について	9
議場におけるあいさつについて	10
区議会だよりの発行協力依頼について	10
区議会広報委員会について	10
特別区議会議長会の国及び都への施策及び予算に関する要望について	11
議会運営に関する新たなルール（案）について	11

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年8月30日(火) 午前9時～午前10時14分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平 理事 関 昌央	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ
理事者	政策経営部長 高 和 弘	
事務局職員	事務局長 伊藤 重 夫 議事係長 依田 三 男 庶務係主査 横山 淳 二 議会法務係 杉原 正 朗	事務局次長 和久井 義 久 事務取扱区議事 会事務局参事 庶務係長 高橋 正 美 議会広報係 井口 隆 央 担当書記 上野 和 貴



富本理事 それでは、議会運営委員会理事会を開会する。

きょうは項目が多く、また議会のルールの話もあるので、端的に行きたいので、よろしく願います。

《平成24年度予算要望について》

富本理事 まずは、平成24年度の予算要望についての理事者からの説明である。

政策経営部長 かねてから、この時期に、翌年度の各会派からの予算要望について、お願いをしているところだが、平成24年度に向けた各会派からの予算要望については、平成23年9月30日金曜日に政策経営部の財政課のほうに提出いただくようお願い申し上げます。

富本理事 例年のことだが、9月30日ということをお願いしたい。

まず、この件について、政経部長に対して何かあるか。

なければ、とりあえず節電の件もご説明願う。

政策経営部長 それでは続いて、節電対策の現況について、お手元に写しを配付したが、私どもから区議会のほうに昨日ご報告申し上げたものである。この間の本庁舎における節電対策については、皆様のご協力のもとに、7月と8月の節電実績は、ピーク時の電力の平均削減率約30%、また昨年同期の使用電力量との比較では、15%以上の削減を達成できる見込みとなっている。

別添の資料にもあるが、この間、最大値の使用電力は8月18日木曜日午前11時台の1,197キロワットであった。これは、使用最大電力を20%削減する区の目標値まで50キロワットの余力、なお、法定規制値15%削減までは100キロワット以上の余力があるということで、区議会本会議場の使用電力は約30キロワットなので、第3回定例会における使用形態は十分可能な状況になっている。

1枚めくって、資料の報告だが、本庁舎の使用可能電力は、法規制15%削減が1,296、20%削減が1,249であり、8月18日が1,197なので、区目標値までは50、法規制値までは100キロワットの余力があった。

議会関連諸室の使用電力だが、本会議場は32キロワットなので、十分それをのみ定めるものである。

なお、次に本庁舎の節電実績であるが、7月が、14日が1,194キロワットであった。これは7月の外気温が一番高かったときである。8月は18日、外気温が37.6度のときの1,197であり、このところずっと減ってきて、気温も下がってきている状況である。

加えて、政府は、きょうの新聞等の報道によると、電力制限令500キロワット以上の

ところの法規制、一律の制限令については、前倒して9月9日に解除という状況と伺っている。

私から以上。

富本理事 今の件について質問等はあるか。よろしいか。——では、政経部長はご退席いただいて結構である。

まず、電力のことだが、今、使用は普通どおりでもいいという報告があった。ただ、この前の理事会で区議会としては、ピーク時はなるべく避ける方法で議会運営を考慮してやわていこうという意見があった。

改めて確認というか意見を求めたいが、今までどおり、これまでどおりの普通のやり方ですか、それとも、この間言ったように、やはりある程度ピーク時は考慮してやるべきかということ、再度これで問われている部分もあるので、いかがかと思うが、何か意見はあるか。

何か事務局、補足はあるか。

議会事務局長 昨日とまた状況が変わり、先ほど政経部長からも話があったとおり、お手元に資料としてお配りしているが、東京電力では22日まで続ける予定だった15%削減の関係を9日に打ち切るという新たな状況も発生した。政経部長からの説明を聞いている範囲では、通常どおりやっても電力の使用量的には問題はないということである。ただ、この間の議論で、ピーク時はなるべく避けて運営をしようとして理事会で決定をしているので、それをベースにしながら弾力的な運用という話もあった。その辺のところは、使用電力の状況とかあるいは気温の状況等を見ながら、必ずしも1時—3時という画一的な取り扱いではなくて、もう少し緩やかな形での対応でどうかという提案を申し上げるつもりでいたが、本日また9日で打ち切るということになれば、7日は1時開会というのは決まっているので、これはしようがないとして、8、9と2日間だけの問題ということになるので、そういうことを含めて、状況が大きくここで変化してきているので、再度、その辺のところも含めてご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

富本理事 では、会派順に伺う。

井口理事 今局長の言ったとおりでよいと思うが。

島田理事 表を見る限り、8月18日も午前11時がピーク、7月14日は夕方の4時ごろ。ピーク電力が1時—3時というところを外れているという現実があるということなので、既に議場もかなり電気を外したりいろいろしている。これだけ余力があるということであれば、電気を外した分で十分対応できるという感想を持った。

小川理事 この表を見る限り、それほど、今まで話してきたことをやる必要はないと。あ

と、ラジオ体操等でも話が出ていたが、ことしはとにかく朝が寒い。ということは湿度が低いということなのかと。ここ1週間も、朝は窓をあけると寒いと言う人が多いので、クリアしているという個人的な考えだが、今のところ、私の感じでは、特別対策を打つことはなくなったという意見である。

山田理事 こういう資料を見る限り、過度な節電はもう大丈夫なのかというのは感じる。ただ、区民感情なんかを考えると、議会が何もしてないととらえられるのも若干微妙な面もあるので、この間の議論を踏まえて、緩やかな節電がされていけば大丈夫と思う。

小松理事 皆さんのお考えのように進めていただいて結構である。

関理事 事務局長が報告したとおり、臨機応変に対応していただいて、これは事務方に任せておけばいいと思う。

富本理事 今、各理事からもお話があったように、区民感情という話もあるし、議会としては何もやらないのはどうだという議論がずっとあったので、基本をベースとしながらも、あとは様子を見て弾力的運用という形が皆さんのご意見かと思うが、いかがか。そういう形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、議長と事務局で相談しながら、様子を見てうまく対応していただきたい。

議会事務局次長 では私から、今の本会議場の節電状況をもう1回ご説明させていただく。

シャンデリアの照明を半分ぐらい抜いており、82個中37個を消灯ということで44%減らしている。水銀灯も21個のうち7個消灯しており、33%削減である。これらの節電対策は、第2回定例会から実施してきているという状況である。

議会事務局長 補足すると、今見てもわかるのとおり、委員会室等も支障のない範囲内で極力間引きをしている。そういうことでいくと、議会としても区とあわせて、必要というか、できる限りの努力はこの間してきている、そういう状況がある。

富本理事 一応そういうことなので、よろしく願います。

では次、議会費の要望についての話をお願いします。

議会事務局次長 議会費の予算要望についても、区と同様に9月30日までに事務局のほうに提出いただきたいと思っている。

富本理事 これは、別途議会費のみを取り出して事務局に9月30日までにお届け願う。この件についてはよろしいか。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて2番目、定例会の提案事項について説明願う。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。これが平成23年第3回区議会定例会提案事項一覧である。

内容としては、条例案件が4件、補正予算1件、決算の認定5件、報告事項が2件、計12件の予定である。

なお、この提案事項については、あすの議会運営委員会で理事者から説明がある。説明は以上。

富本理事 12件ということで、ご了解願う。

《決算特別委員会について》

(1) 設置・構成について

(2) 正副委員長の選出について

富本理事 続いて、決算特別委員会について。

議会事務局次長 決算特別委員会について、まず、設置と構成だが、従来と同様に、決算特別委員会を第3回定例会に設置をするということ、全議員を構成員とする委員会とするという考えである。

また、決算特別委員会の正副委員長の選出については、今までの慣例だと、委員長を副議長会派から、副委員長を議長会派から選出してきているが、いかがか。ご了承いただければ、两会派で個名を7日までに事務局にお知らせいただきたい。

富本理事 これは毎回のことなので、ご異議はないと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

富本理事 続いて、審査方法・日程・質疑持ち時間について、説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。審査期間、審査区分、審査順序、審査時間等について、従来の考え方にに基づき審査方法の案としている。

日程については、1枚めくると23年決算特別委員会日程ということで、9月28日から10月5日まで審査、10月6日が意見開陳、採決という日程である。

もう1枚めくると、各会派の持ち時間表の案になっている。9月28日に始まり10月6日まで、時間表のとおり割り振りをしているが、1ブロックお一人5分という質疑時間をもって作成している。これは従前と同じ考え方である。いかがか。

富本理事 今の説明について、何か意見はあるか。

小川理事 毎回さまざまところで申し上げているが、決算特別委員会の持ち時間につい

て、5分になったときは、平成14年か15年か13年か、自治基本条例のときに1分間削ったことで、そのときと決算特別委員会の委員会の位置づけが大きく変わっている時代だと思うので、今後この中でもいいし、持ち時間の5分というものをそろそろ1分戻したほうがいいのかという要望をしておく。今後検討のほどよろしくお願ひしたい。

山田理事 小川理事と全く同じだが、僕はまだ新人なのでその経緯を余りつかんでいないが、以前6分だったということで、こういう形で委員会が大事にされているという中で、6分に戻したほうがいいのかという意見が出ている。

小松理事 同様である。生活者ネットとして以前そのような意見を申し上げたことがあるが、5分というのは、決算が重要視されるようになったということの制度のよさが生かされていないと思うところがある。ご考慮いただきたい。

富本理事 了解した。これに関しては、大変申しわけないが、今回はある程度日程も固まりつつある部分があるので、理事会で取り上げて、次年度からどうするかということをお協議したい。5分なのか6分なのか何分かわからないが、全体の日程の問題もあると思うので、その辺も含めて考えることを座長としてもお約束をさせていただきたい。今回については基本5分の考えでご理解いただきたい。最終的にはあしたの議運ということになるが、一応そういう形で、それは約束をするので、よろしくお願ひしたい。

よろしいか。――では、そういうことで、一応あすの議運には5分の案でまたお話をします。

(4) 委員の席次について

(5) 資料請求について

富本理事 続いて、委員の席次についてである。資料請求も一緒にお願ひする。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。お手元に事務局で作成した案をお配りした。左から、杉自、公明、民社、ネみ、自民、共産と並んでいる。非交渉会派については、右の上のほうに空きスペースをとっているという配席にしている。真ん中、上の右側、バツ印2つついているところが委員長、副委員長の席ということで一応確保してあるというものである。

資料請求について、資料4をごらんいただきたい。資料請求書の記載のお願ひということで、具体的に記載をというお願ひと、あと、日程が最後のページにある。8月31日の午後1時、資料請求受け付け開始、9月9日午後5時、資料請求受け付け終了である。12日から各部に配付して、22日に提出期限ということで、26日に各議員控室に資料をご配付したいと考えている。資料請求がある場合は、作成期間の関係があるので、できる

だけ早目にご提出をいただきたい。

説明は以上。

富本理事 今の2点があったが、いかがか。

私が言うのも変だが、席次について、一応、先ほどの話でいうと、公明が委員長、我々が副委員長になると思うが、発言者控席と委員長、副委員長の席を入れかえることはできないのか。何だか飛び地で変な気がするが、いかがか。正副委員長はネミの上のようだが、ここと発言者控席を入れかえたほうがいいのではないかと思っただが、漠然と離れ過ぎである。

議会事務局長 それはどちらでも構わない。

富本理事 逆に、今までは正副委員長はそんな離れ小島にいたのか。大体自分の会派のところに席があったような……。

議会事務局長 今までは確かにそうであったが、今までどおりの発言者控席をそのままにしておくということを前提に考えたので、ちょっと離れたが、ネミの上のところに正副委員長の席を持っていった。変えること自体は別に差し支えはない。

富本理事 これはきょうじゅうに決めなければいけないのか。

議会事務局長 きょうじゅうでなくても構わない。

富本理事 全体的に余りいい感じのような気がしない。何かきれいではない。これに関してちょっと時間をいただきたい。私も打ち合わせのときに、そんなに問題ないだろうと思って余り重視しなかった。この席次については、何か余りバランスがいいような気がしないので、よろしくお願ひしたい。

では、時間もあるので、次に進む。資料請求の件もいつもどおりだが、いろいろ作業があるので、なるべく早目にお出しをいただきたい。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程について、ご説明願う。

議会事務局長 資料5をごらんいただきたい。23年第3回杉並区議会定例会日程（案）をお配りしている。

会期が31日間。9月7日開会で5日間、9月13日まで本会議を行う。その後、常任委員会を9月14日から21日まで5日間行う。その後22日から26日、27日の3日間特別委員会を行う。その後決算特別委員会で、6日間質疑を行って10月6日に意見開陳、採決ということになって、10月7日が本会議という日程である。

例年に比べて、中日までの本会議1日と特別委員会を2日から3日、1日延ばしてい

るという日程になっている。

説明は以上。

富本理事 これについてはよろしいか。――では、あしたこれで提案をする。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 本会議の会議録署名議員について、ご説明願う。

議会事務局次長 本会議の会議録署名議員については、6番の横田政直議員と41番の島田敏光議員にお願いしたい。

富本理事 これ、いかがも何も選択権はない。島田委員、よろしく願います。あと、6番の方には事務局から一度だけ、遅刻をしないように言うておいていただきたい。

《本会議の説明員について》

富本理事 続いて、本会議の説明員について。

議会事務局次長 第3回定例会は決算特別委員会の関係があるので、本会議の説明員として会計課長が入る。席は、会計管理室長の隣の席で予定している。

富本理事 これも毎年どおりのことなので、ご了承願う。

《一般質問について》

富本理事 続いて一般質問について。

議会事務局次長 一般質問については、まず、あすの議会運営委員会で質問予定者の人数を報告いただきたい。

あと、一般質問については、あす告示日なので、あすの午後1時から5日の午後5時まで受け付けをする。あす午後1時の時点で質問希望者が複数ある場合には、くじ引きで順番を決める。また、質問予定の方は、最終日に集中すると事務も大変なので、早目に通告していただきたいということをお願い申し上げる。

富本理事 これも毎回どおりである。よろしくご協力をお願いする。

《発言通告について》

富本理事 続いて、発言通告について。

議会事務局次長 本会議の発言通告について、まず9月7日本会議初日の発言通告は、9月5日月曜日午後5時までをお願いをしたい。9月13日火曜日、本会議中日の発言通告は、9月9日金曜日午後5時まで、10月7日本会議最終日の発言通告は、10月5日水曜

日午後5時までをお願いをしたい。

富本理事 これも毎回どおりなので、ご協力を願う。

《議場におけるあいさつについて》

富本理事 続いて、議場におけるあいさつについて。

議会事務局次長 第2回定例会で、副区長と教育長が再任、代表監査委員が新たに選任されたということで、開会の前に副区長、教育長、代表監査委員から就任のあいさつをいただくということになっているので、ご了承いただきたい。

富本理事 これも毎回、留任であっても行っていることなので、開会前にあいさつがある。よろしくお願いしたい。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、区議会だよりについてお願いします。

議会事務局次長 区議会だよりの発行、資料6をごらんいただきたい。第3回定例会の区議会だよりの発行をするということで、依頼内容は、一般質問の原稿の提出であるとか原稿の作成の依頼で、1枚めくると日程の案がついている。9月7日から質問終了後に質問原稿を提出いただき、その後本会議終了後までに原稿作成をしていく。10月12日に入稿を開始して校正等を行い、11月11日に第3回定例会の広報を発行するという予定である。

説明は以上。

富本理事 これも毎回と同様なので、よろしくお願いします。

《区議会広報委員会について》

富本理事 続いて、区議会広報委員会についてだが、前回事務局から設置要綱案も出された。この点については、共産党とネミが持ち帰りとなっていたが、ご意見はいかがか。

山田理事 あれで大丈夫という意見であった。

小松理事 要綱そのものに関しては、申し上げたとおり結構である。ただ、広報委員会、「その他」となっている部分で、幅広く広報というもののそもそも論的などころも議論ができるような委員会運営ができれば結構だと思う。

富本理事 これで、基本的に設置については、各理事はご了解いただいたということなので、そういう形で進めていきたい。

メンバーについても、交渉会派から1名ずつ、非交渉会派の代表で1名ということな

ので、これは個名を早急に挙げていただきたい。いつまでに……。

議会事務局次長 初日までにお願いできればと思う。

富本理事 では、初日までにそれぞれ個名を提出願う。

それからまた、広報委員会で何を話し合うかということについては、ネみもお一人出られるわけなので、改めて広報委員会の中でも広報についてのお話のご提案をしていただきたいと思う。

先ほど言った区議会だよりの発行のその辺から実際かかわってくるような形になるということなので、よろしく願います。

これも一応議運で諮るのか。——はい、了解した。

《特別区議会議長会の国及び都への施策及び予算に関する要望について》

富本理事 続いて、12番の特別区議会議長会の国及び都への要望について、ご説明願う。

議会事務局次長 資料7をごらんいただきたい。特別区議会議長会として、東京都と国に要望を提出したので、お配りしてある。

杉並区から出したスクラム支援会議等の関係については、別途、市長会のほうに提案しているので、これには載っていないが、今回はこういう提案をしたということで資料をお配りしてある。

富本理事 これは参考資料ということで、ほかの区の要望がこういうのがあってこういうふうに出された、ということの事実確認ということ。

スクラム会議は市長会に出すのか。

議会事務局長 一応、特別区議会議長会のほうで、国、都への直接的な要望事項ということではなくて、全国市議会議長会を通じて要望を上げていくというルートになるので、あの時点ではたしか8月中に東京都支部に持って行って、そちらのほうで協議をするという話になっている。その後の経過についてはまだ把握していないが、きょう事務局長会があるので、その後の経過について情報を収集してまいるので、またわかり次第ご報告したい。

富本理事 その点についてはご了解いただきたい。

《議会運営に関する新たなルール（案）について》

富本理事 それでは続いて、懸案となっていた新たなルール（案）について。これについては、前回その2を配付し、そこでも意見交換をして、再度持ち帰りというようなこともあった。中に、とりあえず試行期間をもってやったらどうだというご意見もあった。

これらのことを踏まえて、1つずつ検証したい。

まず、1番、会期等に関することについて、改めてご意見等ある方はいるか。——よろしいか。では、一応こういう形で行っていくということでご了解いただきたい。

それから2、特別委員会委員長報告、これについては、配付時期の問題等もあったが、改めてご意見等あるか。

山田理事 配付時期については、前回、告示日だったら可能だということなので、そういう方向でやっていただければと考えている。

あと、うちがずっと言っていた傍聴席での資料の閲覧についてだが、口頭であればだれでもが聞けるということなので、閲覧だと、仮に傍聴者が多数押しかけたときはなかなか見る機会も制限されてしまうという問題もあるので、できれば、希望者などがある場合は無料で資料を配付すべきというところにはこだわりたいという意見が出ている。もしこれがだめなのであれば、あえて資料配布にせず口頭にするぐらいしてもいいのではないかという意見が出ている。

富本理事 今そういう意見があったが、無料で配布ということだが、見解はあるか。

議会事務局長 取り扱いについては議案と全く同じ取り扱いになるので、必要だということであれば、有償でお配りするしかない。それは議案についても同じことが言えるので。

富本理事 それから、前も言ったと思うが、口頭でメモをとるよりは、そこに置いてあるものをきちっと見てメモをとったほうが、より正確な事実を把握できる。

それから、仮に傍聴者が多い場合には、例えば置く部数を増やすとか、その辺は議長の判断等で事務局と相談しながら、そのときに臨機応変に行えば、私は解決するのではないかと思うが、どうか。

小松理事 資料は有償ということはどこで決められているのか。これはほかのところで聞こうと思っていたのだが。

富本理事 では、時間もあるので、ちょっと調べていただき、次にいってまた戻るので、願います。

一般質問についてはいかがか。「今まで同様再質問を含め概ね30分とし、これまでの紳士協定的な申し合わせを議会運営委員会で改めて確認する。（時計の設置については将来的な検討課題とする。）」というのがあったが、改めていかがか。

山田理事 会派でもいろいろ議論したが、やはり時計の設置についての一文を書くことではないという意見が出た。ただ、議長が言われたとおり、時間がわかりにくいので手元に置くというようなことはありかと思うという意見も出ており、ただ、こういう形で、いろいろな制限の1つとして「検討事項とする」という文面も入れるべきではないとい

う意見であった。

小松理事 会議規則だと思うが、議長が必要と認めるときは時間を制限できるという一文があったので、上の1行だけで、ここに載せる新たなルールとして決めることについては、「今まで同様再質問を含め概ね30分とする」、これだけで十分だと思う。

富本理事 ただ、前から言っているように、もちろん議長は制限できるが、議長も好き勝手に制限できるわけではないので、別に縛りをかけるとかではなく、これまでの紳士協定的な部分を改めて議会運営委員会で確認をしたほうがよりいいというご提案なのだが、それについては、では反対ということか。

小松理事 反対というか、あえて入れなくてもいいと。別にこれがあるから反対するということではない。

富本理事 文章を外しておいて、例えばあしたの議会運営委員会で確認することはよろしいのか。

小松理事 はい、結構。

富本理事 では、そういう形で、時計に関しては、議長、括弧で書いてあるのはどうか。

島田理事 逆に時計に関しては、議場設置はともかく、発言者と議長が見えるようにしておいたほうが当然なことだろうと思う。卓上とか。

富本理事 議長もそういう意味で言っている。それでもだめだと。

山田理事 うちの会派の意見としては、小さいものを手元に置いたりするのは、見やすいから、ありではないかという意見もあるが、こういう形であえて書くことがおかしいということ。だから、置くということに対しては、今やめるべきだということとは言ってない。ただ、こういう形でルールという案の文章に載せることがおかしいのでは、ということを行っている。

井口理事 何でおかしいのか。

山田理事 ネミの話にもあるが、やはりこういうのは自覚でそれぞれの議員が判断することであって、それをこういうルールで1つ1つ細かく書いて規定することではないのではないかというのが全体を通しての意見である。

富本理事 これ、議長、紙に書いて大上段に制限するとかということではなく、紙に書かないと趣旨が説明できないから書いているというところもあると思うが、どうなのか。

議長 おおむね30分ということの確認をする中で、再三申し上げているとおり、皆さんもご理解いただいているとおり、自覚をしていただきたいという思いで、卓上時計はいかがかということなので、とりたててここにこだわっているものではなくて、もし仮にこの文言を、括弧の部分を外すということであっても、議会運営委員会で別な形で卓上

時計の設置ということに関しては認めていただける、そういう方向で行こうという確認がとれるのであれば、そういう担保があれば、とりたててこの括弧の部分に私はこだわってないので、またご議論いただければと思うが。

富本理事 議会運営委員会で改めて確認するという、書かなくても確認することはいいということだったので、実質的には同じことである。そうなると、3番は余り書いてある意味がなくなるということになるので、もし皆さんがよろしければ、3番の項目は外して、あしたの議会運営委員会で、おおむね30分であることを紳士協定から改めて議運の場でしっかりと確認をしたということにする。

それから、時計の設置に関しても将来的な検討課題とするということを理解するという方法もあるが、その点はいかがか。

小松理事 私も、時計の設置については、議論の中で初め誤解していたということがわかった。手元にあるのは便利だし、ありがたいことだと思う。なので、ルールとして書くのにとっても違和感を逆に抱くようになったということ。

富本理事 ルールという言葉の意味が、皆さんいろいろな解釈があるみたいだが、今の話を総合してそういうご意見があるということであれば、今私が言ったようなことになる。実をとるといふか、そこにそんなにこだわるのであれば、きちっとやればいいのでは。

島田理事 今までおおむね30分で、たまにかなりのオーバーが出ていた。この項目を削るのであれば、早急に時計を設置するという事のほうが実質的なのではないかと思う。

小川理事 私も今の意見はいいかと思う。時計でもいろいろあるので、細かいことになるが、なるべく早く設置をして、アナログは左右にあるので、デジタルで、とりあえず簡易的な安いものを、キッチンタイマーより少し大きいものも検討していただきたい。

富本理事 今そういう意見も出たが、いかがか。

山田理事 たびたびだが、本来、質問というのは制限を設けるべきではないというふうには考えている。それ自体は、この間副議長が言っていたとおり、やはり30分ぐらいが人間の集中力がもつ限界ということで、紳士協定自体はそういう申し合わせがあるというのは妥当だと思うが、紳士協定に踏み込んでこういうルールに書いてしまったり、時計を置いてしまうというようなところまで踏み込むのはどうかというのがうちの会派としての意見である。

委員長が、この一文をそのまま取ってしまって、議運でそういう確認ができればいいのではという提案をされたが、うちとしては、その提案だったら、ありかと。

特にこの間、うちの会派でいうと、幹事長がここに出てない。僕自身も新人議員という立場であって、なかなかこういうやりとりをするのが困難な面もあるので、できれば

議運でそういう話をしていただけると非常にありがたい。

富本理事 もちろん基本的にはそういうことはよくわかっている。ただ、同じ時間を共有して皆である程度やるということもあるので。

さっき時計に関してはどちらかよくわからなかったが、目安のための時計ということで、それに対して、もしこの文章を取るのであれば、それを早急に検討するということがどうかという意見もあったが、それでいかがか。よろしいか。——では、最終あしただが、あしたの議運では、余り基本的に議論の蒸し返しをするような形ではなく行いたいと思う。

では、この一文は取って、あしたの議会運営委員会で改めて、紳士協定だったものを再度確認しておくということ、時計については早急に将来の検討課題ということで行うことを検討するということがよろしいか。——では、そのようにさせていただく。

続いて4番、議員提出議案の委員会付託について、これもいろいろご意見があった。

「委員会主義を徹底し、」というのは取ったらどうだという話があった。それから「原則」を取ったらいいと。ただ、原則がないと逆に意味が変わってくるという話もあったが、この辺について再度ご意見はあるか、いかがか。

山田理事 「原則」については、先回話し合われたが、うちとしてはこだわらないで行こうという話になった。島田理事とのやりとりでもそういうことも確認されたので。

次の、「やむをえず最終日となったときは、」というところに関しては、この一文は取ってほしいという意見。この点に関してはうちとしてもこだわりたい。この一文があるから、場合によっては、本会議で即採決という可能性がある場合も制限されてしまうのではないかという面があるので、この一文は取ってほしいという意見が出ている。

小松理事 今、山田理事が言ったことを今ちょっと考えていたが、「委員会主義を徹底し、」は取って、「議員提出議案についても」というのが文として変なので、「議員提出議案は原則として」というふうにすればよいのではと思うが。

富本理事 要は、本会議で全員でやる部分があるだろうということをお願いなのか。

島田理事 今の山田理事の話というのは、「議案は原則中日迄に提出する。」、ここで切るということか。

山田理事 そのとおり。「やむをえず最終日となったときは、」という、後ろは要らない。

島田理事 「原則中日迄に提出する。」と、原則なので、破られる可能性はあるので、最終日に提出する可能性も当然、事と場合によっては出てくるということになると、原則に反することをどうするかという明記がないと、どうしたらいいか困ってしまうというところではないかと思うが、どうか。

富本理事 共産党の意図していることがよくわからないところもあるが、「やむをえず最終日となったときは、」云々というのは、例えば原則を守らないでわざと最終日に出せば本会議でやるべきだということか。本会議で一括でやる、そういうある意味、悪い言葉を使えば悪用的なこともできないことはない。一応原則はあるが、最終日で出せるということにつながるのではないかと思うが。

山田理事 委員会付託自体は当然のことであって、あくまでルールという形でいろいろなことを書いていくということに対して、うちは、ここまで書く必要はないという立場である。そういう立場で言うと、「やむをえず最終日となったときは、……委員会を開き議案審査を行う。」という一文自体が、そういうのも必要ないという意見となる。

富本理事 だから、例えば日本語としては、「やむをえず」という言葉を除いて、「最終日提出の場合も、原則として委員会付託後本会議を暫時休憩し、委員会において議案審査を行う」とか、そういうふうに書いておけばいいということか。

山田理事 そういう緩やかな、どうとでもとれるような形にしてもらったほうが……。どうとでもというのはちょっと問題があるが、いろいろなニュアンスが含まれているような形にしてもらったほうがいいと思う。やはり議会というのはいろいろなことを事細かにすべて縛るよりは、縛るという話自体がおかしいという意見もこの間出ているが、そういうふうにとらえられるようなルールは少しでもなくしていったほうがいいと考えている。

小川理事 今、山田理事が言われたのはよくわからないが、要は、委員会で細かいことを議論して、中日に提出をする。当然いろいろな状況が変わり、中日を過ぎて議提を出したい場合は、最終日の本会議で付託委員会を決めて委員会で審議する。山田理事が言っていることは矛盾していて、そういうふうな形でうたっているわけだから、何の問題もないし、当然だ。今、山田理事が言われたように、今までは議員全員にかかわるものは最終日の本会議で付託省略をやっていたものを、本会議を暫時休憩して、給料の問題等、今までだったら文教委員会と総財委員会みたいに委員会を開いて審議をする。もう1回本会議で委員会の結果を報告して、本会議で議論して採決をするというふうに私は認識しているのだが、山田理事がちょっと勘違いされているのではないかと思う。全然これで問題ない文言だと思うので。

山田理事 ルールのその1が出されたときに、括弧で、場合によっては継続審査とするという一文が書かれていたと思う。結局そういう可能性もあるような形になっていたわけで、だから、こういうことをそもそもルールに書いておくべきではないというのがうちの意見。基本的には、原則として委員会に付託するというのは当然のことだが、それは

当然のことであるので、あえてこうやってルール上に明記するものではないというのが私たちの意見である。

小川理事 最初のルール（案）には書いてあったが、書いてあったとしても、本会議の最終日に委員会付託をされると、初日に会期が決められて審議が十分に行われないという場合、本会議で会期延長がなければ、継続審査というのも議会上きちっとのっているわけなので、そういう場合もあるというのは当然だと思うので、これには記載はされていない、継続審査をやるよというような話では全くない仮定なのだから、勘違いをされているかと思う。

富本理事 まず1つ、紙に書いてルールを決めるべきじゃないと言うが、今までは委員会付託は省略して、委員会付託自体をやっていない。それを変えるとなると、何か紙に書いてルールを決めないといけないという部分と、ルールというと、何か紙に書いて学校の校則みたいな感じのイメージがあるが、議長の提案は、提案を紙で出さないとわからないので、そういう部分で案として出したのかということがあるので、紙に書いてあるからああだこうだみたいなことは、ちょっと議論としては私は当てはまらないと思う。

それから、継続審査については、最終日に出された場合に、政策的な議案によってもっと審議を深める場合は継続審査にするということも考え方の1つであると。要はしり切れトンプの議案で、時間がないから、はい、決めてしまうというよりは、きちっと議論をするという部分で継続審査の可能性もあるということを書いたというふうに私は議長から伺っているので、経緯はそういうことが書いてあって、もともと書いた趣旨が、別に乱用するとかそういう意味で書いているということではないということでは申し添えておきたい。

島田理事 この項目に関しては2つあると思う。1つは、要するに、本会議で再質問しかできないものを委員会でしっかり審議をする、それがまず大前提にあつて、では、そのためには予定しているものは中日までに出すと、こういう話である。例外的にどうしても中日までに間に合わなかったとか、新しくまた案件が出てきたとかといったときに、原則として中日だが、最終日出てきたときはどうしようかと。最終日でも委員会主義をとってしっかり審議すると、こういう話だと思うが。

富本理事 そのとおり。

島田理事 何の問題もない。本会議でしっかりできればいいのだが、何度も何度も質問したい項目がどんどん出てくるという可能性は非常に高いわけで、答弁というか、討論とかそういう中でまた新しく出てくる可能性もあるわけだから、一番最初に委員会でしっかりみんなでやりましょうということ。で、なるべく中日に出そうと。同じことをずっ

と言っているが、やむを得ず最終日でもしっかりやろうと。

ただこれだけの話だと思うので、文章を別に変えてもいいと思うが、原則として委員会に付託する、原則中日までに提出すると。この「やむをえず」というのはやっぱり必要だと思う。原則に反することだから。やむを得ず最終日になったときも委員会を開く、これでいいのではないか。

富本理事 大分時間も経過しているので、改革委員会もこの後予定されているが、議長、改めて確認として、今島田理事が言ったような意図でこれはお出しになったということによろしいか。

議長 はい。

富本理事 そういうことだが、最終的にはあしたの議運で話をすればいいのだが、そういう理解だということでご理解いただきたいと思う。

それから、何度も申し上げているが、本会議の制限の話をするということではないということ。ネミも最初これに関しては、こういうことはいいと言っていたのは、委員会できちっとやったほうがいいということと言っていたので、今の島田理事の発言と同じだと私も解釈しているが。

小松理事 はい。山田理事の言ったことがわかった。わざわざ言わなくて、この上の2行で言っているの、私もここはなくてもいいと思う。あえて入れなくても、原則としては……

富本理事 ただ最終日に出される場合もある。そのときのことも一応確認をしておかないとということ、そうすると、全部本会議で付託省略という今までのパターンになるのか。だから中日までに出すようにと。もっと簡単に書けば、やむを得ず最終日提出となった場合も上記と同様とするとか、それでもよければそれでもいいが、そういうことを言いたいということ。原則は委員会ということである。今までと変えているわけだから。

小松理事 つまり議長が判断するのか、出てきた場合に。

富本理事 議運である。

小松理事 本会議でやるほうがいい案件もあるのかもしれないとも思ったので。

富本理事 そうなると、さっきも言っているように、何でもそうだということになって、全部中日まで出さなくなる可能性があるのではないかということと言っているだけの話。

小川理事 本会議に出される場合という、あくまで仮定の話の小松理事はされているが、仮定じゃなくて原則的なルールをやっているだけだから、議員全員のいる本会議でやらなければいけない案件なんて、わからないのではないか。

富本理事 それと、そのときそのときの議運でそれぞれ政治判断はあると思う。議案によ

っては政治判断がある。これは原則論の話をしているので、今の、本会議で付託省略でやっている原則が基本的にある。それを今回は委員会でもっと議論しようというふうに変えたほうが良いということだから、原則を変更しているので、新たな原則を決めておかないとだめなのではないのかということを行っている。先ほどのような話で、では中日に出すのが原則だけど、原則を破って最終日に出したら全部本会議でやってくればそっちのほうが良いやみたいなことになってしまうと、何のための中日提出の原則なんだということにもなりかねないということなので、別にこれは制限するとか云々とかいうことではなくて、要するに注意書きぐらいのことにとらえていただきたい。わからないか、言っていることが。

議長 これ、日本語の読み方なので、上の2行は、中日までの原則論として委員会中心主義で委員会付託をしよう。だから、「そのために」という言葉が入っている。これまでの議論もそうだが、では最終日のときにはどうするのかということをしかりとここで明記をしなければいけないということなので、多分山田理事は、原則論だから、最終日でも委員会付託すればいいということは全部そこに盛り込んでいるからいいという理論で多分言っていると思うが、上の2行は中日までのことに関して、そういうことでやってみようという日本語なので、それ以降のことに関してはそうではない。改めてこういうことで申し合わせをしなければいけないということで書いている文章なので、そこはご理解をしていただきたい。

富本理事 それは今までの原則と変わるから。変わっているので、新たな原則を定めておくという意味。例えばもっとやわらかく書くなら、要するに「やむをえず」という言葉が入っていることは、基本的に中日に提出するのをお願いするということが書いてあって、それがだめな場合でどうしても最終日になった場合も同様の扱いとし、委員会に付託し、委員会で審議をするという形でもいい。委員会を開き、「本会議を暫時休憩」とかくどくど書いてあるが、休憩しないと開けないので。

議会事務局長 ちょっと申し上げると、なぜ「委員会付託後委員会を暫時休憩とし、」という書き方をしているかということだと思う。これは、あくまでも、その定例会期中に出されたものはすべて審議を尽くして結論を出すということを前提にして理論構築しているので、正確に書くとすれば、審査終了後本会議を再開し、採決をするという文章がこの後、書いてはいないが、あるのである。これがないと、逆の読み方をすれば、最終日に出されたものについては、とりあえず、委員会付託しましょう、本会議閉じましょうとやれば、それは付託されても審議できないから、廃案にならざるを得ない。そういう取り扱いはしないということを暗に示すために、こういう言い方をしていると私は

理解をしている。

富本理事 では、この問題については、趣旨はよく理解していただいたと思うので、もう1回考えて、あしたにする、時間もあるので。何を言うかよくわからないが、意見のある方もいるでしょうから。

では次、議案審査について、これもいろいろあり、「4名以下」云々という話があった。ここは1点、問題点かと思ったが、いかがか。

山田理事 「会派所属議員が4名以下の会派に限る。」という一文は取ったほうが良いという意見があった。前回と同じ。

小松理事 ネみも、ここの一文を削除ということと、前回も申し上げたように、下から3行目、細かい、「当該委員と重複する質問は避けて行い（重複した場合は、委員長が注意）」とか、これをルールとしてわざわざ入れることはないと思う。

小川理事 所属議員4人以下というのは、本来はこの文言も入れなきゃ意味がない。前回も言ったように、いろいろなことができてしまうので。ただし、もしも合意ができるのであれば、ここで口頭で確認できれば全然問題ない。

富本理事 私も言った、小川理事も言ったと思うが、前回言っている意味はわかったのか。5人いると5委員会に普通は入るというのは。確かに私これが良いとかこれが嫌というのがあると思うが、普通は大体そうやって考えて当てはめるのが我々の常識であったわけで、そこはどうなのかということで、そういうことが大体そうだろうということで、よくも悪くもあうんの部分で議会運営というのをやっているところもあるので、そこをご理解いただけるかどうかということだと思うが。

小松理事 もちろん理解している。

富本理事 そういうことであれば、一応基本的に、今、小川理事からも、合意ができれば書かなくてもいいということだと。これは「委員長が注意」と書いてあるのも同じだと思う。「重複した場合は委員長が注意」と書いてあるのも、委員長として注意をきちっと委員長の職分としてしなければいけないし、それとともにダブるような質問をするのは本来は基本的にはおかしいということを経験者が良識を持ってやるということをきちっとできるかどうかということが書いてあるので、その辺の良識が守られていれば、細かく書く必要はないということだと思う。

小松理事 今合意と言ったのは、委員会に所属議員を決めるときの合意のことを言っているのか。

富本理事 そうではなく、ここで合意ができれば、この括弧は外してもいいと。そういうことが常識的判断で、要するに作為的に人数を、例えばうちでも5人を総財に入れると

かそういうことをしないで、5人いれば、基本的に1つ1つ委員会に所属をするのが当然だということを理解した上で、それがここで確認をできれば、これは取ってもいいということを言っている。

小松理事 はい、了解した。

富本理事 では、そういう形で、この一文は、いろいろあったが、括弧は取る。それから、申し出により委員外議員の質疑、討論は認める。それから「重複した場合は、委員長が注意」、これ取ってもいいか。

議長 いや、これはできれば入れてほしい。

富本理事 では、とりあえずこの括弧は平行線。

あと、ちょっと時間もないので次に行く。

確認の意味で、6番について何か意見のある方はいるか。特にないか。

では7番、これもさっきの括弧の部分の問題。4名の話である。あと委員長が注意というところ。上の部分に関しては外しておいて考える、先ほどの話と同じ。

小松理事 これ、請願・陳情の紹介議員になったかどうかということが確かにある。会派所属委員がない場合に、委員会に出席できるのは、紹介議員を除くということが前提として書かれていれば、あとは、補足説明者への質疑は認めないというようなことも書かなくていいと思う。つまり、同じ会派であっても、紹介議員でない議員なら、質疑、討論を認めるべきだと思うが、いかがか。

小川理事 ちょっと意味がわからない。もう1回。整理できない。

富本理事 ちょっと意味が私もわからない。

小川理事 これ、3人の会派、2人の会派のことを言っている。

小松理事 紹介議員になって、同じ会派の中で1人だけしか紹介議員になっていないと。

当該委員でなくて、会派の別の委員が紹介議員でもなければ、その委員会に委員外議員として出て質疑……

小川理事 委員外議員として、基本的に、さっきの4人というのではないのだが、所属していない委員会等に出席をして委員外議員として質疑はできる。今、小松理事が言われたのは全くわからない。要するに、さっきの合意と全く正反対のことを言っていて。

富本理事 補足説明の話。

島田理事 請願者、陳情者に対して委員外議員の質問ができるように、そういうことか。

富本理事 補足説明は認めてないというところを認めさせようとしているのか。

小松理事 そのとおり。

富本理事 改革委員会の開始も少し延びているので、これはあすの議運でいま一度確認を

しなければいけないし、決めていくことは決めていかなければいけないので、あと8番、9番で何かどうしてもということが……。よろしいか。――

では、ちょっと議論をまとめると、1番は特になし。

2番に関しては、傍聴人云々の話が少し出た。

3番に関しては、基本的に外す。ただ、あすの議会運営委員会での申し合わせを改めて確認しておくということ。それから時計の設置についても、早急な検討事項として確認をしていくということ、それが大体決まっている。

4番に関しては、「やむをえず」以下の最終日の取り扱いについて、意見が少し平行線となった。

それから議案審査に関しては、会派所属議員がいない場合という話があり、4名以下の会派に限るということを書いていたが、これは基本的に5名以上の人というか、要するに委員会の数以上の会派所属議員がいる場合は、原則として、会派はすべての委員会に基本的に1つずつ所属をするという原則を確認した上で、この括弧を外すということが、ここで確認をされている。それから、重複した場合の委員長注意ということに関しては、意見が割れている。

6番は特になし。

7番に関しては、今お話しした部分の、会派所属議員4名云々を外し、重複した場合のところは先ほどと一緒に平行線。それから、補足説明者への取り扱いがいまだはっきりしていないということが議論の分かれ道ということである。

それから請願・陳情審査、意見書、決議、8番、9番については特段の意見はなかったというところで、大分議論が整理をされてきたので、あしたの議会運営委員会である程度決めていく部分があると思う。余りまた議論が拡散しないような形で、議論をある程度収束をしていくということ。

それから、小川理事からも提案をされて、議長からも話があったが、基本的な試みとして、例えばある程度期間を設けてやってみて、こういうふうにルールが変わるといろいろなことが起きる可能性もあるので、その辺も弾力的な考えを持ちながらということも念頭に入れて、あしたの議論に臨んでいただきたい。

それから、議長としても、ルールをこういうふうにしたらどうだということを協議する上で、紙に書いて説明しないと、48人の議員に議長が全部言って回るわけにいかない。そういう部分で紙に書いてあるということで、ルールという名前を冠した紙の存在に関してはご理解いただきたい。基本的には会議規則とか委員会条例とかそういうもので決めているのが本当の、本当と言ったら変な言い方だが、ルールなので、そういうことも

認識しながら協議に臨んでいただきたいと思います。

議会事務局次長 資料の有償、無償のお話があった。区議会では、資料複写取扱要綱というのを定めており、原則有償という形で、その中で無償でお配りするものを例外として定めているという状況である。

富本理事 それもまた考え方としてはそこを協議するというのもある。

ほかに何かあるか。――では、理事会は終了する。

(午前10時14分 閉会)

